

草月ホールご利用者様 各位

ver.1.0

高所作業につきまして

平素より草月ホールをご利用頂きまして誠にありがとうございます。

この度、※法令の一部改正に伴い、当館において高所作業を行う際はヘルメット及び墜落制止用器具の着用を遵守してください。

当館ご利用の催事主催者におかれましては、安全な作業環境が確保されるよう、現場担当スタッフならびに作業に従事する各専門業者様への周知徹底をお願い致します。

詳細な高所作業のルールに関しては、事前に当館の舞台管理者からの指示を仰ぎ、遵守頂きますようお願い致します。

なお高所作業が必要になる催事においては、「草月ホールでの高所作業におけるチェックリスト（別紙）」に基づいて各業者への周知徹底を行い、原則として舞台を取り仕切る“現場責任者” 様に同書へのご本人によるご署名または捺印を頂く形で、運用を行ってまいります。

安全なホール運営にご理解とご協力頂けますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

※法令の変更

厚生労働省が2018年6月に、関係する政令、省令等を一部改正したことにより、2019年2月1日以降、労働安全衛生法第36条41に規定される、「高さ2m以上の箇所であって作業床を設ける事が困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に関して、フルハーネス型墜落制止用器具を労働者に使用させることと、当該労働者に対し特別教育を行うことが、事業者には義務付けられました。これに伴い、これまで高所作業で行われていた「ヘルメット着用のみでの作業」や「胴型安全帯着用のみでの作業の一部」が違法となります。

以上